

京都市告示第 485 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 1 月 10 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科上花山経 26号線	山科区上花山桜谷 1 番地の 2 地先内	旧	メートル 76.90	5.10 ～メートル 6.00
		新	76.90	6.00 ～ 6.07
	山科区上花山桜谷 1 番地の 2 地先から 同町 21 番地の 1 地先まで	旧	102.00	4.00 ～ 6.90
		新	102.00	6.01 ～ 9.43

(建設局道路部道路明示課)